

がんばりすぎない介護のススメ



少子高齢化が急速に進む日本。2025年には5人に1人が75歳以上の後期高齢者となります。そのなかで今、親の介護のために仕事を辞めざるを得ない「介護離職」が大きな社会問題となっています。介護される側とする側の双方が、お互いに満足のいきやり方はあるのか。社会福祉学が専門の淑徳大学・結城康博教授にお聞きしました。

施設の有効利用で負担を軽減しよう!!

老健や特養であれば 介護保険が使える

まず、介護にはどれくらいの費用が必要なのか。介護は大きく分けると、在宅介護と施設介護に分かれます。介護保険は原則として1割負担ですが、高齢者で年収が280万円以上になると2割負担、340万円以上になると3割負担となります。ほとんどの方は1割負担なので、介護保険があれば1割の負担で介護サービスが使えます。

とはいえ、介護保険が効くものと効かないものがあり、介護保険の1割負担に加えて、在宅介護だと毎月数万円の費用がかかります。例えば、ヘルパーやデイサービスを使う場合、月2万円位は必要です。通院のためのタクシー代や、デイサービスでの食事代などがあり、介護度が上がれば紙オムツ代などもかかります。

自治体によっては独自の紙オムツ代や、タクシー代、介護機器の利用で補助金を出しているケースがあります。そうした福祉サービスを使わない手はありません。ぜひ、自治体の相談窓口を確認してみてください。

一方、施設介護には老人保健施設老健、特別養護老人ホーム(特養)、有料老人ホーム、グループホームのほか、サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)などがあります。老健と特養は公的な介護保険制度を全面的に使えるサービスです。4人部屋と個室では値段が異なり、所得にもよりますが、4人部屋だと自己負担の1割に部屋代と食事代を加えて月5万~9万円程度、個室型だと8万~16万円程度となります。要介護者や家族の収入を考えながら、入所を検討するといでしょう。

近年、介護離職の問題が社会問題化し、クローズアップされています。近年、親の介護のために仕事を辞めたり、正規職員から非常勤になったりするケースが増えています。特に、50~60代の単身者が親を見ると、深刻度を増しています。ただ、在宅介護と仕事の両立はかなり難しいのは事実です。介護離職を避けるためには、施設入所が一番良い方法です。配偶者が介護する老老介護の場合は、施設の利用がより有効でしょう。ただ、施設に入れると親

では、有料老人ホームはどのくらいかかるのか。かなり幅があり、大阪市だと超高級施設だと入所金だけで2000万~3000万円、月額35万円というところもあります。一般的には入居金が500万円、月額20万円

が相場です。サ高住は住宅に住んでヘルパーやデイサービスを活用することができ施設です。費用は、月額で20万円程度はかかるほか、入居する際は敷金や礼金で約30万~40万円が必要です。

介護離職を防ぐには 施設利用が最良の方法

不孝だと感じる方もおられることでしょう。しかし、何より共倒れすることを避けることが大事です。まずは、施設の利用を考えてください。老健は在宅復帰を目指す施設で、病院と特養の中間的な存在です。また、特養は自宅での生活が難しい要介護者対象の施設です。いずれも看取りまでしてくれるところもあり、事前に調べておくといでしょう。

老健と特養を併設している施設では、まず老健に入ると特養の空きを待つというのも手だと思います。老健に入って半年後に一旦自宅

に戻り、何か月か在宅介護をしてみて、どうしても難しければ再度老健を活用するなど、施設と在宅を数か月に一度行き来するという方法もあります。施設の相談員やケアマネジャーに相談してみるとよいでしょう。

平時から家族で話し合い 納得のいく施設選びを

施設を利用するには、誰に相談するのが良いのでしょうか。

在宅で介護保険サービスを利用しているなら、ケアマネジャーに相談して施設選びをするのが良いでしょう。ただ、入院して在宅介護保険サービスを使っている場合は病院の医療ソーシャルワーカーなどに相談してみてください。



淑徳大学 結城 康博 教授
●結城康博(ゆうきやすひろ) 1969年生まれ。淑徳大社会福祉学部卒。法政大学院博士課程修了(政治学博士)。地域包括支援センター(社会福祉士・ケアマネジャー)や民間居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)での勤務などを経て、淑徳大教授。専門は社会保障論、社会福祉学。著書に「介護の値段―老後を生き抜くコスト」「日本の介護システム」など

「高そう…」と諦めてしまう前に

介護老人保健施設の 自己負担額を知ろう!

負担は月額費用のみで、

入居一時金などは必要ありません。

要介護1~5で1割負担の場合

〈お薬代、食事代、入浴代、日用品代、リハビリ代〉

全部入って

1ヶ月9万円前後

さらに、①~④のいずれかの場合

1ヶ月3~6.5万円前後

- ①生活保護受給者
- ②老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税
- ③世帯全員が市町村民税非課税で、
合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下
- ④世帯全員が市町村民税非課税で、
合計所得金額+課税年金収入額が80万円以上

※介護保険を利用し、計算した金額です。
※料金や内容については医療法人 健正会を利用した場合の目安になります。
また地域、条件等によって上記に差が生じる場合があります。
※詳しくは医療法人 健正会にお問い合わせください。

監修:医療法人 健正会